

重 要

平成 19 年 4 月 吉日

CAA 会員 各位

株式会社シーエーエー
AA 事業本部

「新車保証書」の取り扱いに関するご案内

日頃はCAAをご愛顧いただき誠に有難うございます。

さて、「新車保証書」の取り扱いにつきまして下記の通りご案内いたしますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

今後もCAAは、会員サービスの向上に取り組んでまいりますので、何卒お引立ていただきまますようお願い申し上げます。

記

□ 実施日 平成 19 年 5 月 8 日 (火) 開催より

CAA オークション規約 第49条 7

保証書は、メーカー発行のもので、かつ当該車両の保証書と判断でき、保証の継承が可能な状態にあるものに限ります。

□ 保証書取り扱い運用規定

保証期限内保証書

CAA オークション規約に準ずる。

※ 保証書欄に当該ディーラーの証明があることを条件といたします。

保証期限切れ保証書

CAA オークション規約に準ずる。

※ 保証書欄に当該ディーラーの証明があることを条件といたします。

もしくは、

冊子内に、新車販売ディーラーの確認が出来る証明があり、かつ当該車両の保証書と判断ができるもの。

□ ご不明な点がございましたら、書類チームまでご連絡をお願いいたします。

- 中部会場 0565-29-1100
- 東京会場 04-7160-6000
- 岐阜会場 058-391-0003
- 東北会場 019-672-5100

